

## 越谷市土木工事監督要領

(趣旨)

第1条 この要領は、法令、規則その他別に定めるもののほか、市が発注する土木工事の監督に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

(監督職員)

第2条 この要領において「監督職員」とは、越谷市契約規則（昭和59年規則第39号）第46条の規定により、市長から工事の監督を命ぜられた職員をいう。

(監督職員の区分)

第3条 監督職員は、総括監督員及び担当監督員に区分する。

(総括監督員)

第4条 総括監督員は、原則として越谷市組織規則（昭和46年規則第11号）第7条第1項に規定する主幹の職にある職員のうちから指定する。

2 総括監督員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 受注者に対する重要な指示、承諾及び協議
- (2) 設計図書に基づく工程管理、立会い、工事施工状況の検査並びに工事材料の確認及び検査のうち特殊又は重要と認められるもの
- (3) 工事の内容変更、一時中止又は打切りの必要があると認められる工事に関する工事主管課長（以下「主管課長」という。）への報告
- (4) 担当監督員の指揮監督及び監督業務の掌握
- (5) その他監督業務の適正な遂行のために必要な業務

(担当監督員)

第5条 担当監督員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 受注者に対する指示、承諾及び協議
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付並びに受注者が作成した詳細図等の承諾

- (3) 設計図書に基づく工程管理、立会い、工事施工状況の検査並びに工事材料の確認及び検査
- (4) 担当する監督業務に関する総括監督員への報告
- (5) その他総括監督員が指示する業務  
(現場状況の熟知)

第6条 監督職員は、法令、規則、越谷市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）その他の関係法規を十分に理解するとともに、あらかじめ工事に係る請負契約書並びに設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）を把握し、工事現場の状況を熟知することにより、工事が完全に施工されるよう努めなければならない。

（設計図書と工事現場の状態との不一致等）

第7条 監督職員は、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当すると認めるとき、又は受注者から当該各号に掲げるいずれかの場合に該当する旨の報告を受けたときは、速やかに工事現場の状況、設計図書の内容等についての調査を行うとともに、必要に応じて工事内容の変更又は設計図書の訂正を行わなければならない。

- (1) 工事現場の状況が設計図書の内容に適合していない場合
- (2) 工事現場において工事の施工に支障をきたす予期し得ない状態が発見された場合
- (3) 設計図書の表示が明確でない場合
- (4) 設計図書の内容が相互に符号していない場合

2 監督職員は、前項の規定による工事内容の変更又は設計図書の訂正を行ったときは、速やかに当該変更又は訂正の内容を受注者に通知しなければならない。

3 監督職員は、第1項の規定による工事内容の変更が設計変更を伴うものであるときは、別に定めるところにより、設計変更及びそれに伴う契約変更の手続きを行わなければならない。

(事前打合せ)

第8条 監督職員は、工事着手前に、受注者に当該工事の内容を正確に説明するとともに、施設の位置、工法等について、打合せしなければならない。

(関連工事との調整)

第9条 監督職員は、関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示を行わなければならない。

(安全等の確保)

第10条 監督職員は、工事の施工に当たり、次に掲げる事項について、受注者に周知徹底させなければならない。

- (1) 公衆の生命、身体及び財産に関する危害並びに迷惑の防止
- (2) 水利及び交通の安全確保
- (3) 環境保全等

(地元住民への配慮)

第11条 監督職員は、工事の施工により工事現場周辺の住民が受ける影響の把握に努め、当該住民から工事に関する苦情があったときは、速やかに状況を調査のうえ主管課長に報告しなければならない。

(書類及び簿冊の管理)

第12条 監督職員は、工事施工に関する次に掲げる書類等を整備しておかなければならない。

- (1) 設計図書
- (2) 現場代理人等通知書
- (3) 工事工程表、施工計画書、承認図等
- (4) 材料承諾書
- (5) 工事記録
- (6) 工事写真
- (7) 出来形管理図、出来高管理図等の出来形又は出来高に関する書類

- (8) 品質管理表
- (9) 現場発生品調書
- (10) 工事完成届
- (11) その他必要な資料  
(現場代理人等通知書)

第13条 監督職員は、現場代理人等通知書が提出されたときは、記載内容について十分検討し、主管課長に報告しなければならない。

(工事工程表及び施工計画書)

第14条 監督職員は、工事工程表及び施工計画書が提出されたときは、その内容を十分検討し、主管課長に報告しなければならない。

(施工体制の点検)

第15条 監督職員は、越谷市建設工事施工体制点検要領（平成14年告示第72号。以下この条において「点検要領」という。）に基づき、施工体制に関する点検（以下「点検」という。）を行わなければならない。

(工事記録)

第16条 監督職員は、受注者に対し指示又は承諾、協議する必要がある場合は、工事記録（第1号様式）により記録しなければならない。

(中間前金払・部分払)

第17条 監督職員は、中間前金払の請求又は部分払検査請求書が提出されたときは、速やかに工事の出来高を確認のうえ、出来高調書を作成し、工事主管部長（以下「主管部長」という。）に報告しなければならない。

(工事完成届・指定部分完成届)

第18条 監督職員は、工事完成届又は指定部分完成届が提出されたときは、速やかに工事施工に関する書類及び現場を精査し、主管部長に報告しなければならない。

(工事の促進)

第19条 監督職員は、受注者からの履行報告又は工事工程表に基づき、常に工

事の管理状況を把握し、遅延のおそれのあるときは、受注者に厳重に注意をし、その旨を主管課長に報告しなければならない。

- 2 監督職員は、天災その他やむを得ない理由により工事の進捗が妨げられたときは、その状況を調査し、速やかに主管課長に報告しなければならない。

(改造請求)

第20条 監督職員は、工事の施工が設計図書に適合しないときは、受注者に対し、改造を請求しなければならない。ただし、重大なものについては、主管課長に報告し、指示を受けなければならない。

- 2 監督職員は、工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認することとする。

(施工検査)

第21条 監督職員は、越谷市土木工事共通仕様書等に定められた検査及び立会いについては、受注者立会いの上、検査及び立会いを行わなければならない。ただし、重要構造物を除き、写真等による確認が可能な場合は、検査の一部を省略できるものとする。

(施工確認)

第22条 監督職員は、設計図書に示された施工段階において別表2に定める工種のほか、完成時に明視できなくなる部分については、臨場等により確認を行わなければならない。

(施工把握)

第23条 監督職員は、主要な工種について別表3に定める工種のほか、適宜臨場等により把握を行い、工事記録により記録しなければならない。

(緊急措置)

第24条 監督職員は、事故又は災害防止等のため受注者に対し緊急やむを得ず臨機の措置を執らせる必要があると認めるときは、主管部長に報告しその措置について、必要な指示を受けなければならない。

2 監督職員は、前項の指示を受けるいとまがなく、緊急に受注者に臨機の措置を執らせたとき、又は受注者から緊急やむを得ず臨機の措置を執った旨の報告を受けたときは、速やかにその顛末を主管部長に報告しなければならない。

(工事の変更中止等)

第25条 監督職員は、設計変更又は工事の一時中止若しくは打切りの必要があると認めるときは、速やかに工事変更(中止・打切り)報告書(第2号様式)により主管課長に報告した後に、工事記録により受注者に対し指示を行わなければならない。

(検査の同行)

第26条 監督職員は、工事検査員、指定検査員又は工事主管部検査員の行う検査に同行し、協力して受注者の工事を検査しなければならない。

(工期の延長)

第27条 監督職員は、工期延期申請書(第3号様式)が提出されたときは、速やかに内容を調査のうえ、工期延期報告書(第4号様式)により主管課長に報告しなければならない。

(契約の不履行)

第28条 監督職員は、受注者が正当の理由なくして工事に着手しないとき、又は中止しているとき、その他契約の目的を達成することができないおそれがあると認められるときは、速やかに実情を調査し、これを主管課長に報告しなければならない。

2 監督職員は、受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、主管課長に報告しなければならない。

(貸与品及び支給材料)

第29条 貸与品及び支給材料の受注者への引渡しは、契約約款に基づき、受注者の立会いのもと行わなければならない。

2 監督職員は、貸与品及び支給材料の受注者への引渡しが完了したときは、受注者から受領書を徴さなければならない。

3 監督職員は、支給材料で返還を受けるべきものが生じたときは、調書を作成のうえ主管課長に報告し、その指示を受けなければならない。

(くい及び矢板切取りの承諾)

第30条 監督職員は、工事記録によりくい及び矢板切取り承諾願が提出されたときは、その内容を検討のうえ主管課長に報告し、その承諾を受けなければならない。

2 監督職員は、前項の規定による主管課長の承諾を受けた後でなければ、受注者にくい及び矢板切取りを行わせてはならない。

(現場代理人等の変更)

第31条 監督職員は、現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者が工事を施工し、又は管理することにつき適当でないと認める場合において、受注者に対し現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者の変更を求めるときは、主管課長の承諾を受けなければならない。

(現場発生品の処理)

第32条 監督職員は、現場発生品については、埼玉県が定める建設工事施工に伴う現場発生品の取扱い要領により処理しなければならない。

(建設副産物の適正処理状況)

第33条 監督職員は、建設副産物を搬出する工事にあつては、産業廃棄物管理票等により、適正に処理されているか把握しなければならない。また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握しなければならない。

(工事目的物の損害)

第34条 監督職員は、工事の施工に関し、天災その他不可抗力によって損害を生じたときは、実情を調査し、意見を付して主管課長に報告しなければならない。

2 監督職員は、一般的な工事目的物等の損害について、受注者から通知を受け

た場合は、その原因、損害の状況等を調査し、意見を付して主管課長に報告しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第35条 監督員は、工事施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、遅滞なくその事実を調査し、これに意見を付して主管課長に報告しなければならない。

(材料承諾書)

第36条 監督職員は、受注者に材料承諾書(第5号様式)の提出を求め、材料の仕様を確認し、主管課長に報告しなければならない。

2 工事に使用する前に監督職員による事前確認を求める材料(埼玉県土木工事共通仕様書第2編第1章第2節第6項の表2-1-1に定めるもの及び使用する前に監督職員の検査又は確認を求める工事材料として特記仕様書等の設計図書に明示された材料)以外の材料についても、主要なものは材料承諾書に記載を求めることとする。このとき JIS 製品については備考欄に JIS 製品等である旨を記載させ、日本工業規格の表示を認証する書類(日本工業規格の表示を認定する書類)の添付を求めることとする。その他の規格品もこれに準じる。

3 レディーミクストコンクリートは併せて配合計画を求めることとする。

(事前確認が必要な工事材料)

第37条 事前確認を求める材料は、その確認方法(受入時確認、工場確認など)を設計図書に明示するものとする。ただし、JIS 製品等の品質が保証されている材料については、原則として事前確認を求めず、材料承諾書及びその添付資料で確認するものとする。

2 監督職員は、受注者から事前確認を求められたときは、速やかにこれに応じ、数量、品質、形状寸法等を確認しなければならない。

3 監督職員は、事前確認の結果、合格した材料、不合格の材料、未検査の材料の区分を明確にし、不合格の材料は、速やかに工事現場の外に搬出させるとともに、速やかに主管課長に報告しなければならない。

(受入時の事前確認)

第38条 使用後では品質を確認できない工事材料（レディーミクストコンクリートの受入検査、芝の根や土の状態、樹木の根の状態など）については、工事現場において受入時に事前確認を行う。

（工場での事前確認）

第39条 工場等で品質確認を行う必要がある工事材料とは、JIS 製品以外のもの、公的試験機関での試験成績証明のないものなどで、試験のための設備が工場等でなければ整わないものは、事前確認を工場等で行うこととする。該当する工事材料の例は、別表1に示すとおりとする。

2 工場検査は、監督職員及び別担当の監督職員による複数体制で行うものとする。

（その他の技術的基準）

第40条 前条までに規定するもののほか、監督職員が監督業務を行うに当たり必要な技術的基準については、国土交通省が定める土木工事監督技術基準（案）及び埼玉県土木工事監督要綱に準ずるものとする。

（その他）

第41条 この要領に定めるもののほか工事の監督に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 工場等で行う必要がある工事材料の有無の例

種別	品目	工場等での検査が必要なもの
石材	一般用細骨材	必要なし。
	埋戻し用砂質土	
	蛇籠詰石	
	砕石	
	切込砕石	
	粒調砕石	
	再生砕石	
	裏込用砕石	
	山ズリ	
木材	素材	必要なし。
	製材	
金属材料	鋼矢板	JIS 製品ではないもの。 公的証明のないもの。
	鉄筋コンクリート用棒鋼	
	一般構造用炭素鋼鋼管	
	鋼管杭	公的証明のないもの。
	鋼管セグメント	
	ダクタイル鋳鉄管	
	鉄製かご	必要なし。
	ひし形金網	
コンクリート製品	レディーミクストコンクリート	○適マークのないもの。 JIS 製品でないもの。 (受入検査は実施する。)
	鉄筋コンクリートU型、L型	JIS 製品ではないもの。 公的証明のないもの。
	コンクリート境界ブロック類	
	鉄筋コンクリート組立土留め	
	組合せ暗渠ブロック	
	遠心力鉄筋コンクリート管	
	鉄筋コンクリート杭、PHC杭	
	コンクリート矢板	
	PC桁	

コンクリート製品	護岸用コンクリートブロック	JIS 製品ではないもの。 公的証明のないもの。
	側溝蓋	
	推進用鉄筋コンクリート管	公的証明のないもの。
	ボックスカルバート	
	L型擁壁	
	特殊円形水路	
	緊張、組立歩道	
アスファルト材料	アスファルト混合物	アスファルト混合物事前審査の認定ではないもの。公的証明のないもの。
	安定処理構造物	
	アスファルト乳剤	必要なし。
道路 付属物	道路標識	
	区画線	
	道路照明施設	
	防止、防護柵類	
	橋梁高欄	
	歩道用タイル	
その他	芝	必要なし。 (受入検査は実施する。)
	樹木	
	土木安定シート	必要なし。
	硬質塩化ビニル管	

## 別表 2

## 段階確認一覧表

一般：一般監督  
重点：重点監督

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回／1工事
河川・砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回／土（岩）質の変化毎
道路土工（路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		ブルーフローリング実施時	ブルーフローリング実施状況	1回／1工事
表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回／1工事 重点：1回／100m
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回／1工事 重点：1回／100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回／1工事 重点：1回／100m
バーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回／200本 重点：1回／100本
		施工完了時	施工位置、杭径	一般：1回／200本 重点：1回／100本
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回／200本 重点：1回／100本
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般：1回／200本 重点：1回／100本
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般：1回／200本 重点：1回／100本
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	一般：1回／200本 重点：1回／100本
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般：1回／20本 重点：1回／10本
矢板工 （任意仮設を除く）	鋼矢板	打込み時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回／150枚 重点：1回／100枚
		打込み完了時	基準高、変位	
	鋼管矢板	打込み時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回／75本 重点：1回／50本
		打込み完了時	基準高、変位	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込み時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		打込み完了時（打込み杭）	基準高、偏心量	
		掘削完了時（中掘杭）	掘削長さ、杭の先端土質	
		施工完了時（中掘杭）	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：30%程度／1構造物 重点：60%程度／1構造物
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本
深礎工		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回／土（岩）質の変化毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般：1回／3本 重点：全数
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	1回／1本
		施工完了時	基準高、偏心量、径	一般：1回／3本 重点：全数
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回／3本 重点：全数
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄杵据付け完了時	使用材料、施工位置	1回／1構造物
		本体設置前（オープンケーソン）	支持層	
		掘削完了時（ニューマチックケーソン）		
		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回／土（岩）質の変化毎
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	1回／1ロット
鋼管井筒基礎工		打込み時	使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		打込み完了時	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本
舗装工	路面切削工	切削完了時	厚さ、幅	一般：1回／1工事 重点：1回／3000 m <sup>2</sup>
置換工（重要構造物）		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ、支持地盤	1回／1構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線
砂防堰堤		法線設置完了時	法線設置状況	1回／1法線

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
護岸工	法覆工（覆土施工がある場合）	覆土前	設計図書との対比（不可視部分の出来形）	1回／1工事
	基礎工・根固工	設置完了時	設計図書との対比（不可視部分の出来形）	1回／1工事
重要構造物 函渠工（樋門・樋管含む） 躯体工（橋台） RC躯体工（橋脚） 橋脚フーチング工 RC擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回／土（岩）質の変化毎
		床掘掘削完了時	支持地盤（直接基礎）	1回／1構造物
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：30％程度／1構造物 重点：60％程度／1構造物
		埋戻し前	設計図書との対比（不可視部分の出来形）	1回／1構造物
躯体工 RC躯体工		杓座の位置決定時	杓座の位置	1回／1構造物
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：30％程度／1構造物 重点：60％程度／1構造物
鋼橋		仮組立て完了時（仮組立てが省略となる場合を除く）	キャンバー、寸法等	一般：－ 重点：1回／1構造物
ポストテンション T（I）桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般：5％程度／総ケーブル数 重点：10％程度／総ケーブル数
		プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時	設計図書との対比	一般：10％程度／総ケーブル数 重点：20％程度／総ケーブル数
		PC鋼線・鉄筋組立て完了時（工場製作を除く）	使用材料、設計図書との対比	一般：30％程度／総ケーブル数 重点：60％程度／総ケーブル数
トンネル掘削工		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回／土（岩）質の変化毎
トンネル支保工		支保工完了時（支保工変化毎）	吹き付けコンクリート厚、ロックボルト打ち込み本数及び長さ	1回／支保工変更毎
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	一般：1回／構造の変化毎 重点：3打設毎又は1回／構造の変化毎の頻度の多い方 ※重点監督：地山等級がD、Eのもの 一般監督：重点監督以外
		コンクリート打設後	出来形寸法	1回／200m以上臨場により確認

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
トンネルインバート工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	1回／構造の変化毎
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時	削孔長、径、間隔、孔内状況	1回／1構造物
	鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時	施工図との照合、材片の組合せ精度	1回／1構造物
	現場溶接工	溶接前	仮付け溶接前の開先面の清掃と乾燥状況 ・材片の組合せ状況、仮付け溶接の寸法・外観状況	1回／1構造物
		溶接完了時	溶接部の外観状況	
	現場塗装工	塗装前	鋼板面の素地調整状況	1回／1構造物
		塗装完了時	外観状況	
ダム工	各工事ごと別途定める		各工事ごと別途定める	

注) ・表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案の上設定することとする。

なお、1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位(目地)毎とする。

- ・一般監督：重点監督以外の工事
- ・重点監督：下記の工事
  - イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
  - ロ 施工条件が厳しい工事
  - ハ 第三者に対する影響のある工事
  - ニ 低入札工事
  - ホ その他

別表 3

## 施工状況把握一覧表

一般：一般監督  
重点：重点監督

種別	細別	施工時期	把握項目	把握の程度
ホープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン 基礎工 深礎工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口徑杭	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット
重要構造物 函渠工 (樋門・樋管を 含む) 躯体工(橋台) RC躯体工 (橋脚) 橋脚フーチング工 RC擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット
床版工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット
ポストテンションT(I)桁 製作工 プレキャスト桁製作工 PCホースラフ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁 製作工 PC押し出し箱桁 製作工		コンクリート打設時 (工場製作を除く)	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回／1構造物 重点：1回／1ロット
トンネル工		施工時(支保工変更毎)	施工状況	一般：1回／支保工変更毎 重点：1回／支保工変更毎 ただし、最低10支 保工毎 ※重点監督：地山等級が D,Eのもの 一般監督：重点監督以外
盛土工 河川 道路 海岸 砂防		敷均し・転圧時	使用材料、 敷均し・締固め状況	一般：1回／1工事 重点：2～3回／1工事
舗装工	路盤、表層、 基層	舗設時	使用材料、 敷均し・締固め状況、 天候、気温、舗設温度	一般：1回／1工事 重点：1回／3000 m <sup>2</sup>

種別	細別	施工時期	把握項目	把握の程度
塗装工		清掃・錆落とし施工時	清掃・錆落とし状況	1回／1工事
		施工時	使用材料、天候、気温	1回／1工事
樹木・芝生管理工 植生工	施肥、薬剤散布	施工時	使用材料、天候、気温	1回／1工事
ダム工	各工事ごと別途定める		各工事ごと別途定める	

注) ・表中の「把握の程度」は、把握頻度の目安であり、実施にあたっては現場状況等を勘案のうえ、これを最小限として設定することとする。

・ 1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位（目地）毎とする。

・ 一般監督：重点監督以外の工事

・ 重点監督：下記の工事

イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

ロ 施工条件が厳しい工事

ハ 第三者に対する影響のある工事

ニ 低入札工事

ホ その他



第2号様式 (第25条関係)

工事変更 (中止・打切り) 報告書

年 月 日

課長 宛

総括監督員 職

氏名

印

工事の変更 (中止・打切り) の必要が生じたので越谷市土木工事監督要領第25条により、下記のとおり報告します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
受 注 者	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請 負 代 金 額	金 円
工事変更 (中止・打切り) 理由	

第3号様式 (第27条関係)

## 工期延期申請書

年 月 日

越谷市長

宛

受注者 住所  
氏名

下記工事について、越谷市土木工事監督要領第27条の規定により、工期の延長を申請します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
受 注 者	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請 負 代 金 額	金 円
延 長 の 理 由	
延 長 の 日 数 及 び 期 限	日間 年 月 日 まで

第4号様式 (第27条関係)

## 工期延期報告書

年 月 日

課長 宛

総括監督員 職

氏名

印

受注者から工期延期申請書が提出されましたので、越谷市土木工事監督要領第27条の規定により、下記のとおり報告します。

### 記

工 事 名	
工 事 場 所	
受 注 者	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請 負 代 金 額	金 円
監 督 員 意 見	
延 長 の 日 数 及 び 期 限	日間 年 月 日 まで

第5号様式（第36条関係）

## 材 料 承 諾 書

年 月 日

越谷市長 宛

受注者 住所  
氏名

工 事 名  
工 事 場 所  
工 期 年 月 日 ～ 年 月 日  
請負代金額 金 円

下記に記載する工事材料について承諾願いたく別紙 を添えて申請します。

番号	使用材料名・規格	製 造 会 社 名	県 内 外		備 考
			本 社	工 場	

申請材料については承諾します。 年 月 日

監督職員 職 氏名 印

- 注1) 受注者は申請材料の品質（製品）証明等の検査記録を添付する。  
注2) 「県内外」欄は、本社又は工場所在地が県内の場合それぞれ○を記入する。